

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第一条 たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令(平成二十七年政令第五十六号)の一部を次のように改正する。

(手持品課税に係る申告等)

第一条 省 略
259 省 略

(手持品課税に係る申告等)

第一条 同 上
259 同 上

10| 改正法附則第五十二条第十四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一| 届出者の住所、名称及び法人番号

二| 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による押印により難い特別な事情

三| 前号の押印に代わる方法

四| その他参考となるべき事項

11| 改正法附則第五十二条第十四項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を国税庁長官に書面で届け出なければならない。

(国税通則法施行令の適用の特例)

第三条 改正法附則第五十二条第十四項の規定の適用がある場合におけるたばこ税及び改正法附則第一百五十一条の規定の適用がある場合におけるたばこ特別税に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第五十二条第十四項(たばこ税に係る手持品課税)及び第一百五十一条(たばこ特別税に係る手持品課税)の罪」とする。

第三条 改正法附則第五十二条第十五項の規定の適用がある場合におけるたばこ税及び改正法附則第一百五十一条の規定の適用がある場合におけるたばこ特別税に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第五十二条第十五項(たばこ税に係る手持品課税)及び第一百五十一条(たばこ特別税に係る手持品課税)の罪」とする。

(たばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 たばこ税法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

附 則

(手持品課税に係る申告等)

第四条 省 略

2512 省 略

(国税通則法施行令の適用の特例)

第六条 改正法附則第五十一条第十四項の規定の適用がある場合におけるたばこ税に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五十一条第十四項(手持品課税)の罪」とする。

附 則

(手持品課税に係る申告等)

第四条 同 上

2512 同 上

13| 改正法附則第五十一条第十三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一| 届出者の住所、名称及び法人番号

二| 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による押印により難い特別な事情

三| 前号の押印に代わる方法

四| その他参考となるべき事項

14| 改正法附則第五十一条第十三項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を国税庁長官に書面で届け出なければならない。

(国税通則法施行令の適用の特例)

第六条 改正法附則第五十一条第十五項の規定の適用がある場合におけるたばこ税に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五十一条第十五項(手持品課税)の罪」とする。

附則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。
